

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、どのような手続を執った後でなければ、その許可に係る無線設備を運用することができないか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事の結果を記載した書類を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、申請書にその工事の結果を記載した書類を添えて総務大臣に提出し、その許可に係る無線設備の運用の許可を受けた後でなければ、当該無線設備を運用してはならない。
- 3 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A-2 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、無線局の主任無線従事者の職務としてこの規定に定められている事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるときに総務大臣に報告すること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

A-3 次の記述は、航空機局の通信連絡について述べたものである。電波法（第70条の5）及び無線局運用規則（第149条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、責任航空局（当該航空機の A に関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。）又は交通情報航空局と連絡しなければならない。ただし、 A に関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
- ② 責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の B を経由して行うことができる。

A	B
1 搜索救難	航空局
2 搜索救難	航空機局
3 航空交通管制	航空機局
4 航空交通管制	航空局

A-4 次の通信のうち、航空移動業務の無線局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 2 気象の照会又は時刻の照会のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- 3 国の飛行場管制塔の航空局と当該飛行場内を移動する陸上移動局との間で行う飛行場の交通の整理に関する通信
- 4 一の免許人に属する航空局と当該免許人に属する陸上移動局との間で行う当該免許人以外の者のための急を要する通信

A-5 次の記述は、義務航空機局等の運用義務時間について述べたものである。電波法（第70条の3）及び無線局運用規則（第143条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。
- ② ①による義務航空機局の運用義務時間は、 A とする。
- ③ ①による航空機地球局で航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものの運用義務時間は、その航空機が別に告示する区域を航行中常時とする。
- ④ 航空局及び航空地球局は、 B 運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B
1 その航空機の航行中常時	常時
2 その航空機の航行中常時	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時
3 責任航空局が指示する時間	常時
4 責任航空局が指示する時間	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時

A-6 次の記述は、航空局及び航空機局の運用について述べたものである。電波法（第70条の2）及び無線局運用規則（第142条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書の規定により A 以外の航空機の航空機局を運用することができる場合は、次の(1)又は(2)のとおりとする。
 - (1) 無線通信によらなければ他に連絡手段がない場合であって、 B に送信するとき。
 - (2) 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。
- ③ 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、 C ことができる。

A	B	C
1 航行中及び航行の準備中	重要な通報を航空交通管制の機関	その運用の停止を命ずる
2 航行中及び航行の準備中	急を要する通報を航空移動業務の無線局	その妨害を除去するために必要な措置を執ることを求める
3 航行中	重要な通報を航空交通管制の機関	その妨害を除去するために必要な措置を執ることを求める
4 航行中	急を要する通報を航空移動業務の無線局	その運用の停止を命ずる

A-7 次の記述は、無線電話通信における通報の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 A 行わなければならない。
- ② 遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る①の送信速度は、 B でなければならない。

A	B
1 語辞を区切り、かつ、明瞭 ^{りょう} に発音して	原則として、1分間について50字を超えないもの
2 語辞を区切り、かつ、明瞭 ^{りょう} に発音して	受信者が筆記できる程度のもの
3 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	原則として、1分間について50字を超えないもの
4 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	受信者が筆記できる程度のもの

A-8 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
2 他の無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信
3 重要無線通信を行う無線局	与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 重要無線通信を行う無線局	与えない機能を有しなければ	遭難通信

A-9 航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第22条、第23条、第26条、第154条の3、第18条及び第154条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 呼出し及び応答は、それぞれ、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 3回 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回
- 航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも10秒間の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。
- 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

A-10 航空局等における遭難通信及び緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、すべての電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A-11 次の記述のうち、航空移動業務における遭難通信が終了したときに、遭難通信を宰領した航空局が執らなければならない措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。
- できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。
- 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。
- 直ちに航空交通管制の機関及び遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。

A-12 次の記述は、航空移動業務における遭難通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第170条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 A（なるべく3回）に引き続き、できる限り、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次の(1)から(5)までに掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2) B 又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称
- (3) 遭難の種類
- (4) 遭難した C
- (5) 遭難した航空機の位置、高度及び針路

A	B	C
1 警急信号	遭難した航空機の識別	航空機の機長の求める助言
2 警急信号	遭難した航空機の運行者	航空機の機長の執ろうとする措置
3 遭難信号	遭難した航空機の運行者	航空機の機長の求める助言
4 遭難信号	遭難した航空機の識別	航空機の機長の執ろうとする措置

A-13 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の A に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①の規定を遵守させることを約束する。
- ③ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の B の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは C をいう。

A	B	C
1 無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
4 国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信

A-14 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う航空機局及び航空機地球局（注）に備え付けなければならないものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。

- 1 免許状
- 2 無線従事者選解任届の写し
- 3 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続

B-1 総務大臣に対する報告に関する次の事項のうち、電波法（第80条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならないときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難通信又は緊急通信を行ったとき。
- イ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- ウ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- エ 無線局が外国において、当該外国の主管庁による検査を受け、その検査の結果について指示を受けたとき。
- オ 航行中の航空機において無線従事者を補充することができないため無線従事者の資格を有しない者が無線設備の操作を行ったとき。

B-2 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 のみを使用するもの
- (4) 開設する無線局

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければ 2 総務大臣の免許を受けなければ
- 3 発射する電波が著しく微弱な 4 小規模な 5 適合表示無線設備
- 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 7 1ワット以下 8 0.1ワット以下
- 9 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に 10 総務大臣の登録を受けて

B-3 次の記述は、航空機用救命無線機の一般的条件について述べたものである。無線設備規則（第45条の12の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機用救命無線機は、次の(1)から(9)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 航空機に固定され、容易に取り外せないものを除き、小型かつ軽量であって、一人で容易に ができること。
- (2) であること。
- (3) 海面に浮き、横転した場合に復元すること、救命浮機等に係留することができること（救助のため海面で使用するものに限る。）。)
- (4) 筐体に の彩色が施されていること。
- (5) 電源として独立の電池を備え付けるものであり、かつ、その電池の を明示してあること。
- (6) 筐体の見やすい箇所に取扱方法その他注意事項を簡明に表示してあること。
- (7) 取扱いについて特別の を有しない者にも容易に操作できるものであること。
- (8) 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。
- (9) (1)から(8)までに掲げる条件のほか、無線設備規則（第45条の12の2）に掲げるところに適合すること。

- 1 持ち運び 2 保守点検 3 気密 4 水密 5 赤色 6 黄色又は ^{たんだい} 橙色
- 7 取替方法 8 有効期限 9 経験 10 知識又は技能

B-4 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務航空機局においては、毎日1回以上その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- イ 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- ウ 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- エ 義務航空機局においては、毎月1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- オ 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

B-5 次の記述は、航空機の遭難に係る遭難通報に回答した航空局又は航空機局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第171条の3、第172条の2及び第172条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに回答しなければならない。
- ② 航空局は、①により遭難通報に回答したときは、直ちに当該遭難通報をに通報しなければならない。
- ③ 遭難通報を受信し、これに回答した航空局又は航空機局は、を行い、又は適当と認められる他の航空局にを依頼しなければならない。
- ④ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し回答した航空局は、次の(1)及び(2)に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められるに対し、すること。
 - (2) 当該遭難に係る航空機をに遭難の状況を通知すること。

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| 1 搜索救難の機関 | 2 航空交通管制の機関 | 3 遭難通報の中継の送信 | 4 当該遭難通信の率領 |
| 5 海上保安庁その他の救助機関 | 6 海岸局 | 7 当該遭難通報の送信を要求 | |
| 8 搜索救助を要請 | 9 運行する者 | 10 所有する者 | |

B-6 航空移動業務の無線局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- イ 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。
- ウ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- エ 航空機局は、通信のたびごとに次の事項を無線業務日誌に記載しなければならない。
 - ① 通信の開始及び終了の時刻
 - ② 相手局の識別信号
 - ③ 通信した事項の概要
- オ 検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。